

社会保険

いばらき

5

算定基礎届事務講習会を開催します

2018 May
NO.478

- 「被扶養者資格の再確認」及び「マイナンバーの確認」にご協力を
- 健康保険料率にインセンティブ(報奨金)制度が導入されます
- 平成30年度茨城県社会保険協会事業計画



「お茶畑風景」(撮影・大子町)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

算定基礎届事務講習

算定基礎届は、保険料計算や保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を決定するための重要な届も下記のとおり算定基礎届事務講習会を開催します。

ご多忙とは存じますが、事務講習会への担当者の出席につきましてご配慮いただきますようお願い
なお、算定基礎届の用紙は、日本年金機構埼玉広域事務センターから各事業所あて、6月中旬ごろ

| 管 轄 | 日 時 | 会 場 | 対象事業所 |
|-------|-------------------------|---|---|
| 水 戸 北 | 6月13日(水) 10:00~12:00 | 茨城県立県民文化センター 大ホール 水戸市千波町東久保697 (駐車場が有料となります。) | 水戸市 (水戸北年金事務所管轄) |
| | 6月13日(水) 13:30~15:30 | | |
| | 6月19日(火) 10:00~12:00 | ひたちなか市文化会館 大ホール ひたちなか市青葉町1-1 | ひたちなか市・那珂市 那珂郡 |
| | 6月22日(金) 14:00~16:00 | 常陸大宮市文化センター 大ホール 常陸大宮市中富町3135-6 | 常陸太田市・常陸大宮市 久慈郡 |
| 水 戸 南 | 6月13日(水) 10:00~12:00 | 茨城県立県民文化センター 大ホール 水戸市千波町東久保697 (駐車場が有料となります。) | 水戸市 (水戸南年金事務所管轄) 笠間市・東茨城郡 |
| | 6月13日(水) 13:30~15:30 | | |
| | 6月19日(火) 10:00~12:00 | 鹿嶋勤労文化会館 大ホール 鹿嶋市宮中325-1 | 鹿嶋市・神栖市・潮来市 |
| | 6月19日(火) 13:30~15:30 | | |
| | 6月21日(木) 13:30~15:30 | 行方市文化会館 大ホール 行方市山田2175 | 行方市・小美玉市・鉾田市 |
| 土 浦 | 6月19日(火) 10:00~12:00 | 龍ヶ崎市文化会館 龍ヶ崎市馴馬町2612 | 龍ヶ崎市・取手市 牛久市・守谷市・稲敷市 かすみがうら市 つくばみらい市・稲敷郡 北相馬郡 |
| | 6月19日(火) 14:00~16:00 | | |
| | 6月21日(木) 10:00~12:00 | 土浦市民会館 土浦市東真鍋町2-6 | 土浦市・石岡市 つくば市 |
| | 6月21日(木) 14:00~16:00 | | |

会を開催します



書です。届書作成の注意点や提出に関する注意事項を説明するため、今年

いたします。

※社会保険労務士に委託されている事業所につきましては、社会保険労務士に用紙を郵送いたします。
に郵送する予定です。※指定日時にご都合がつかない場合は、ほかの日時(会場)にご出席いただいてもかまいません。(連絡は不要です。)

| 管轄 | 日時 | 会場 | 対象事業所 |
|----|-------------------------|---|---------|
| 下館 | 6月13日(水) 14:00~16:00 | 古河市生涯学習センター 総和とねミドリ館 多目的ホール 古河市前林1953-1 | 古河市・猿島郡 |
| | 6月15日(金) 14:00~16:00 | 坂東市民音楽ホール ベルフォーレ 坂東市岩井5082 | 坂東市・常総市 |
| | 6月21日(木) 10:00~12:00 | 県西生涯学習センター 多目的ホール 筑西市野殿1371 | 筑西市 |
| | 6月21日(木) 14:00~16:00 | | 下妻市・桜川市 |
| 日立 | 6月14日(木) 13:30~15:30 | 日立シビックセンター 音楽ホール 日立市幸町1-21-1 (駐車場が有料となります。) | 日立市 |
| | 6月18日(月) 13:30~15:30 | 高萩市中央公民館 高萩市高萩17番地の3 | 高萩市 |
| | 6月20日(水) 13:30~15:30 | 北茨城ふれあいセンター 北茨城市磯原町本町2-5-15 | 北茨城市 |

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

「被扶養者資格の再確認」及び 「マイナンバーの確認」にご協力をお願いします

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第50条に基づき、毎年、健康保険の被扶養者資格の再確認をしています。

平成30年度は、上記に加えて、被扶養者及び70歳以上の被保険者のうち、協会けんぽが管理している基本情報と住民票の情報が相違している等の理由から、マイナンバーの確認ができない方について、マイナンバーの確認作業を同時に実施いたします。

確認対象者がいる事業主さまには、6月上旬から7月中旬にかけて「被扶養者状況リスト」、「マイナンバー確認リスト」をお送りいたしますので、ご確認・ご記入いただきリストのご提出をお願いいたします。

☞ **被扶養者資格再確認業務**…現在も被扶養者の条件に該当するかの確認

☞ **マイナンバー確認業務**…対象者の方のマイナンバーの確認・記入

この再確認は、保険料負担の軽減と、健康保険の事務の簡素化・効率化につながる大変重要な確認作業です。お忙しいところ誠に恐縮ですが、皆さまのご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

被扶養者状況リスト

● 確認の対象となる方

平成30年4月1日において、18歳以上の協会けんぽの被扶養者（任意継続被保険者の被扶養者を除く）
※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

● 送付時期および提出期限

送付時期：平成30年6月中旬から7月中旬（順次送付）

提出期限：平成30年8月17日

● 削除となる被扶養者がいる場合

再確認の結果、被扶養者から削除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者調書兼異動届に必要な事項をご記入いただき、該当する方の被保険者証を添付のうえ、協会けんぽへご提出ください。

マイナンバー確認リスト

● 確認の対象となる方

被扶養者および70歳以上の被保険者のうち、マイナンバーが未登録の方。
※マイナンバーが未登録の方がいない場合は、事業主の方へマイナンバー確認リストはお送りいたしません。

● 送付時期および提出期限

送付時期：平成30年6月上旬から7月中旬（順次送付）

提出期限：平成30年8月17日

※6月上旬発送の「マイナンバー確認リスト」の提出期限は平成30年6月29日

平成29年度の被扶養者資格再確認の実績

協会けんぽ全体で約7.6万人の方が被扶養者から解除され、高齢者医療制度への負担が約18.4億円軽減されました。再確認へのご協力、誠にありがとうございました。

被扶養者から除かれた理由は、「被扶養者が就職していたが削除する届出を年金機構へ提出していなかった」というものがほとんどでしたが、収入超過による削除についても見受けられました。

《お問い合わせ先 業務グループ：029-303-1582》

健康保険料率にインセンティブ(報奨金)制度が導入されます

インセンティブ制度とは?…保険料率に関する新しい制度です

現在、協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとの医療費に応じて、設定されています。

加入者の皆さまが健康になり、医療費が安くなることで保険料も安くなりますが、平成30年度からはさらに、加入者及び事業主の皆さまの健康づくりの取組み結果に応じて、保険料に反映させるインセンティブ制度がスタートします。(平成30年度の結果は32年度の健康保険料率に反映されます。)

インセンティブの仕組み

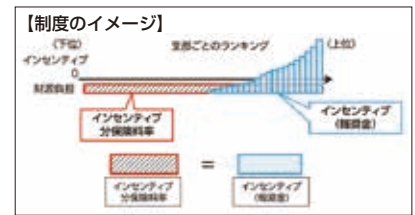
まずは、制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%※1を盛り込みます。

※1この0.01%については、以下のとおり3年間で段階的に導入します。

平成30年度(平成32年度保険料率):0.004%⇒平成31年度(平成33年度保険料率):0.007%⇒平成32年度(平成34年度保険料率):0.01%

その上で、特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき全支部をランキングづけし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率※2を引き下げます。

※2インセンティブ制度では、全支部一律の保険料率である後期高齢者への仕送り金に係る保険料率にインセンティブ(報奨金)を反映する仕組みとしております。



茨城支部の現状(平成27・28年度データを用いたシミュレーション)

平成27・28年度の茨城支部の実績に基づいたシミュレーション結果では、健診の受診率・保健指導の実施率・要治療者の医療機関受診率において上半数に入っていますが、**保健指導対象者の減少率・後発医薬品の使用割合が低迷しています。**

| インセンティブ制度の対象項目(評価指標) | 実績値 | 得点 | 全国順位 |
|-----------------------|-------|-------|------|
| 1 健診の受診率(上昇幅含む) | 50.4% | 54.1 | 14位 |
| 2 保健指導の実施率(上昇幅含む) | 15.5% | 52.6 | 16位 |
| 3 保健指導対象者の減少率 | 33.2% | 34.5 | 44位 |
| 4 要治療者の医療機関受診率(上昇幅含む) | 10.2% | 68.0 | 2位 |
| 5 後発医薬品の使用割合(上昇幅含む) | 67.6% | 47.8 | 32位 |
| - 総得点 | | 257.0 | 15位 |

左記の1～5の割合が高ければ高いほど、また、前年度からの伸びが大きければ大きいほど、茨城支部の得点数が上がるため、保険料率の引き下げに影響します。

・項目1・2・4・5の実績値については平成28年度実績です
 ・評価方法は、全47支部の実績値を偏差値方式にて得点化し、その合計得点で全国順位を決定します。

保険料率を引き下げるために

1. 健診の受診率

協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診しましょう。

【事業主さまへ】労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所さまは、協会けんぽ加入者(40歳以上)の当該結果を協会けんぽにご提供をお願いいたします。

2. 保健指導の実施率

健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの保健指導をご利用ください。

【被保険者さまの場合】該当者のいる事業所さまへは個別面接の日程調整のため、協会けんぽからご連絡いたします。

【被扶養者さまの場合】特定保健指導利用券を送付しますので、同封の契約健診機関へお問い合わせください。

3. 保健指導対象者の減少率

保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組みましょう。

保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診しましょう。



4. 要治療者の医療機関受診率

生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しています。必ず医療機関へ受診しましょう。

5. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

薬局でお薬を受け取る際は、積極的に「ジェネリック医薬品」を選択しましょう。



一般財団法人茨城県社会保険協会からのお知らせ

平成30年3月開催の理事会・評議員会において、一般財団法人茨城県社会保険協会の平成30年度事業計画について審議され成立しましたのでご報告いたします。

I 事業計画

1. 社会保険制度の普及宣伝

- (1) 広報紙「社会保険いばらき」を発行し、事業主及び被保険者等に社会保険制度の普及や協会事業の周知を図る。
- (2) 社会保険事務講習会及び年金委員・健康保険委員研修会等に冊子等を配布し、社会保険制度の円滑な運営に寄与する。

2. 年金セミナー・健康管理講座の開催

被保険者の退職後に向けた年金制度及び健康管理に関する講習会を開催する。

3. 健康づくり事業

- (1) 健康運動指導士、管理栄養士等を事業所へ派遣し、職場の健康づくりや体力づくりの指導講習会及び健康相談の実施。
- (2) 健康ウォーキングを開催し、健康増進を図る。
- (3) トレーニング施設と契約し、体力づくりを奨励し健康増進を図る。
- (4) 保養施設と契約し、冬季の健康増進を奨励する。

4. 保健施設事業

- (1) 被保険者及び家族の保養を目的として、保養施設と契約し、利用のあっせんを行う。
- (2) 被保険者及び家族の心と体の健康保持を目的として、各種補助事業を実施する。

II 年間スケジュール

平成30年度事業計画に基づく、年間スケジュールは下記のとおりです。
事業内容、申込方法など詳細については、各事業実施前にご案内申し上げます。

| | 社会保険制度普及啓発事業 | | 健康づくり事業 | | | |
|-----|------------------------------|------------------------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|
| | 社会保険いばらき 発行・配布 | 年金セミナー 健康管理講座開催 | 健康づくり講習会 | 健康ウォーキング 開催 | トレーニング 施設等補助 | 契約保養施設 利用補助 |
| 4月 | 配布 | | 申込により 全会員対象 | | | 申込により 全会員対象 |
| 5月 | 配布 (実務冊子同封) (前期補助事業案内) | | | | | |
| 6月 | 発行 | | | | | |
| 7月 | 発行 | | | | | |
| 8月 | 配布 (後期補助事業案内) | 11月開催通知発送 | | | | |
| 9月 | 発行 | | | 昇仙峡自然散策 | | |
| 10月 | 発行 | | | | 申込により 全会員対象 | |
| 11月 | 配布 | 水戸・つくば 日立会場 (2月開催通知発送) | | | | |
| 12月 | 発行 | | | | | |
| 1月 | 配布 | | | | | |
| 2月 | 発行 | 水戸・土浦・筑西会場 | | | | |
| 3月 | 配布 | | | | | |

※「社会保険いばらき」配布月は、全会員事業所へ配布 ※「社会保険いばらき」発行月は、社会保険協会ホームページに掲載

| | 保健施設事業 | | | | | |
|-----|----------------|----------------|----------------|--------------------------------------|-----------------------|--------|
| | 潮干狩り 利用補助 | 夏季プール 利用補助 | 果物狩り 利用補助 | 東京ディズニー リゾート入園補助 | アイススケート 補助事業 | 室内楽の夕べ |
| 4月 | 申込により 全会員対象 | | | 申込により 全会員対象 (補助券交付は 抽選にて決定) | | |
| 5月 | | | | | | |
| 6月 | | | | | | |
| 7月 | | | | | | |
| 8月 | | 申込により 全会員対象 | | | | |
| 9月 | | | | | | |
| 10月 | | | 申込により 全会員対象 | | 筑西市にて開催 (下館支部会員対象) | |
| 11月 | | | | 申込により 全会員対象 | | |
| 12月 | | | | | | |
| 1月 | | | | | | |
| 2月 | | | | | | |
| 3月 | 申込により全会員対象 | | | | | |

※一般財団法人茨城県社会保険協会の事業計画は茨城県社会保険協会ホームページをご覧ください。